別紙５

伊丹スカイパークネーミングライツ・パートナー審査基準

優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、伊丹市ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

１．応募資格等審査

申請書類を受理された者が伊丹スカイパークネーミングライツ・パートナー募集要項「４．応募資格」を満たしていること、および、提案された愛称案が募集要項「３．⑶愛称の条件」を満たしていることを確認します。

応募資格、愛称の条件のいずれか一方でも満たしていないと判断された場合は、失格となります。

２．提示条件等の総合評価

各審査委員は、本基準の「１．応募資格等審査」の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、下表の審査項目に基づき得点化します。

審 査 項 目	評価内容	配 点
価　格	価格点＝　配点×（比較金額／最高比較金額） 比較金額＝　提案金額×（提案金額／市の予定価格）	40 点
期　間	（1）採点基準③のとおり	10 点
地域貢献等	地域貢献等の実績、企業の提案内容、その他 PR 事項の評価	10 点
	市内に本社・支店・工場等を有する	5 点
適格性	応募者の経営理念、財務状況から見た経営の安定性等	15 点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、事業実施目的やイメージとの整合性	20 点
合　　計		100 点

（１）採点基準

① 提案された契約金額を、市の予定価格で割って比較金額を算出。
※比較金額は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定

② 比較金額を最も高額な比較金額で割ったものに配点をかけて価格点を算出。
※価格点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定

【例】市の予定価格が 500 万円
提案金額が、A 社 600 万円、B 社 500 万円、C 社 400 万円の場合
（比較金額）
・A 社　600 万円×（600 万円／500 万円）＝720 万円
・B 社　500 万円×（500 万円／500 万円）＝500 万円
・C 社　400 万円×（400 万円／500 万円）＝320 万円
（価格点）
・A 社　40 点×（720 万円／720 万円）＝40 点
・B 社　40 点×（500 万円／720 万円）＝27.8 点
・C 社　40 点×（320 万円／720 万円）＝17.8 点

③ 期間によって以下のとおりの評価を行い、得点を算出します。

期間	得点
3 年	1 点
4 年	3 点
5 年以上～10 年未満	5 点
10 年以上～15 年未満	6 点
15 年以上～20 年未満	8 点
20 年以上	10 点

④ 愛称案、適格性及び地域貢献等の審査項目は、全審査委員が以下の 5 段階で評価を行い、得点を算出します。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや劣る	配点×0.25
E	非常に劣る	配点×0.00

⑤ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均します。
※得点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定

⑥ 各応募者の全ての審査項目の得点（上記⑤）を合算し、最高得点の応募者を優先交渉権者とします。
※最高得点の応募者が 2 者以上いる場合、価格点の高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「期間」、「地域貢献等」、「適格性」、「愛称案」の順に得点の高い応募者を優先交渉権者とする。

（2）失格条件

① 審査期間中に、応募資格を失した場合
② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合
③ 提案された契約金額が、本市の希望する契約金額に対して 75%未満の提案
④ 「愛称案」又は「適格性」のいずれかの得点が配点の 25%未満の提案
⑤ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均したもの「（1）採点基準 ⑤」の合算が、60 点に満たない提案

以　上